

「特定個人情報保護評価」についての意見（世田谷区）

三木 由希子

1 全体的なこと

	項目	意見
1	特定個人情報保護評価書全体	公表されているPDFファイルにページ番号がなく、非常に参照困難、意見を述べるのも該当ページで整理ができないため、手数が多くかかる。どこに対する意見を述べているのかを合理的に記載することが難しい。せめてページ番号を振り、目次立てをして、評価書そのものになじみのない、業務としてこうしたものを取り扱っていない一般市民にとっての障壁を下げて意見募集はすべき。具体的な意見を求めているとはとても思えない。
2		全体に項目部分に「※」マークがさまざまなところにつけられているが、いったい何を意味するのかが一瞥して不明。一般市民が見て何を意味しているのか分かるようにしておくべき。

2 住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

	項目	意見
1	I 基本情報 1-1②	<ul style="list-style-type: none"> 「住民の正しい権利」との記載があるが、何を指しているのかわからない。住民の権利ではなく、住民の「正しい」権利とはどのようなものを指すのか、ここでは説明をしておくべきではないか ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置とは、①、②、④、⑧以外の措置として何を行うものなのかを説明すべきではないか。③のみ記載が非常に抽象的である。
2	I 基本情報 2-システム 1②	「6 庁外連携機能」の説明に法務省と出てくるが、これが出入国管理システムとの関係であることの説明を加えておくべきである（他との連携を法務省としている場合

	項目	意見
		はそれも)。一般市民にわかるものとするには、行政としては当然のことであっても、一般市民にはなじみのないものもあるため、具体的な説明をすることが求められていることを理解した上で、評価書の作成をしてほしい
3	住民記録ファイル (II-3⑦)	住民記録ファイル (III-3 リスク 4) では、リスクに対する措置の内容として、「通常ユーザー用と管理者用」に分けるとの記載がある。使用者数を 100 人以上 500 人未満としているが、そのうち管理者が何人程度となるのかの記載を加えるべき。(他のファイルでも同)
4	住民記録ファイル (II-4⑤)	「契約した委託先は、区ホームページで公表している」と記載されているが、本人確認情報ファイル・送付先情報ファイルの委託の項目では、「契約した委託先は、区ホームページで公表している。また、世田谷区情報公開条例に基づき確認することもできる」との記載となっている。異なるのであればそれがわかるような記載を、同趣旨なのであれば記載を統一すべき。
5	住民記録ファイル (II-5 提供先 1)	<p>「住民票関係情報」が、住民基本台帳法第 7 条第 4 号に規定する事項として説明されているが、住基台帳法の該当条文は国の法令検索システムでは以下のものが該当することになっている。</p> <p>(住民票の記載事項)</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</p> <p>住基台帳法 7 条 4 号が「住民票関係情報」を表すものであるならば、上記条文ではないと理解され、一般的に入手可能な情報で参照が不可能である。まだ一般に入手できない条文を指すのであれば具体的に記載するか、あるいは参照方法を具体的に指示すべきである。</p>
6	住民記録ファイル (II-5 提供先 56～58)	教育委員会への提供については、提供先 56 では提供する情報を示し、提供先 57・58 では住民票関係情報とある。他の提供先を見ると、「住民票関係情報であつて、主務省

	項目	意見
		令で定めるもの」と記載されており、提供先 57・58 もより範囲を示した記載であるべきである。例えば、「個人情報登録簿で登録されている事項」という記載は最低限でも可能であるはずだ。
7	送付先情報ファイル (II-2③)	必要性を、通知カードと交付申請書の送付とのみ記載し、その送付を法令により機構に委託とされている。一方、3⑦では使用の主体として、使用部署が住民窓口全般を指している。必要性は「送付のため」で、発送作業は機構が実施するのに、出張所等が利用するとしているのは、必要性の説明からすると関連性がわからない。なぜ送付先情報ファイルを出張所などが持つのが分かるような説明記載を「必要性」でわかるように説明をすべきである。
8	送付先情報ファイル (II-3⑧)	情報の突合の説明として「入手した送付先情報」とあり、送付先情報ファイルは、区が独自に作成するのではなく外部から提供される情報と読める。機構から提供されるという趣旨か。仮にそうだとすると、情報の突合を行う主体は、区ではなく機構ということになるのか（そうになると、II-5 の説明と合致しない）。意味するところが理解しにくいので、説明は主体を明確にして行うべき。
9	住民記録ファイル (III-2 リスク 3)	個人番号の真正性確認の措置の内容として、個人番号カード・通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせとし、それらがいない場合の対応としては、出征等により個人番号が付番される場合か、転入の場合しか記載がない。個人番号カード・通知カードのいずれも持参しない場合に、出生・転入以外は手続が行えないという趣旨か。個人番号カード・通知カードのいずれかの持参を義務付ける趣旨かをわかるように説明すべきである。
10	住民記録ファイル (III-4)	委託に伴うリスクを判断する要素として、①庁内か庁外の作業か、②パソコンなどは庁内のものを使用か持ち込まれるのか、③外部媒体へのデータ保存が可能な状況の作業環境か、などが外形的なものとしてある。こうしたリスク要因の有無が説明されることで、十分な対応であるか否かの判断なり検討が初めてできるので、説明方法を全体的にその点をわかるように記載すべき。(他のファイルでの委託でも同)

	項目	意見
11	住民記録ファイル (III-6 リスク 5、6、7)	中間サーバーは、総務省が全国で 2 カ所に設置するものを世田谷区も利用するならば、中間サーバーは世田谷区役所庁舎内にあるものではなく、全国の自治体との共同利用であること、そのサーバーの全体の管理者は別にいることなど、中間サーバーという言葉が含意する範囲についての説明をするべきである。例えば、リスク 6 の「リスクに対する措置の内容」には、「③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理をしている」とあるが、主語が誰になるのかを明確にするなど、誰の責任でどこまでがリスクとして対処可能な範囲であるのかを明らかにしておくべきである。
12	住民記録ファイル (III-7 リスク 1⑤)	「具体的な対策の内容」として「システム運用委託先業者のデータセンター等」とあるが、これが何を指すのか（機構か別のものか）がわかるように説明をするべきである。唐突に記載されても理解が困難。「中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置…」とあるデータセンターも同様。前者のものと同一のものであれば、それがわかるように記載をするべき。
13	送付先情報ファイル (III-7 リスク 1⑤)	「具体的な対策の内容」として、滅失リスクへの対応として庁舎が災害や火災などを想定してデータセンターを庁舎とは別においてデータのバックアップを行っている自治体が少なくない。滅失への対応としてこれらの事態への想定や対処が必要ではないか。

※なお、他の評価書での同様の記載箇所は、同意見である。

3 特別区民税事務 全項目評価書

	項目	意見
1	II-5 提供先 1 とその他	③「提供する情報」として、提供先 1 は「地方税関係情報であって主務省令で定めるもの」と記載し、それ以外は「地方税関係情報」とのみ記載をしている。違いは何か。同趣旨であれば記載を統一して趣旨を明確にすべき。

4 国民健康保険事務 全項目評価書

	項目	意見
1	II-5 提供先 19	教育委員会への提供が、他の提供とは異なり「医療保険関係情報」とのみ記載されている。例えば、「個人情報登録簿で登録されている事項」という記載は最低限でも可能であるはずだ。
2	III-2 リスク 2	不適切な方法で入手が行われるリスクが、住基、税務システム関係で想定しているものとは異なる観点から想定されているようである。住基・税務システムでは、特定個人情報が入手されることを防止することを想定しているが、国保では入手の相手方への説明の徹底になっている。「不適切な方法」という手段に対するリスクを想定すべきところではないかと思われ、そもそもそのリスクの想定が妥当かどうか疑問。